

原則、下記利用料の1割が自己負担になりますが
ご本人の合計所得金額に応じて2割・3割の額となります。

訪問介護		令和3年4月改正
種 類	サービス提供時間	利用料
身体介護	所要時間が20分未満	1,878円
	所要時間が20分以上30分未満	2,807円
	所要時間が30分以上1時間未満	4,452円
	所要時間が1時間以上1時間30分未満	6,493円
生活援助	所要時間が20分以上45分未満	2,052円
	所要時間が45分以上	2,521円
身体介護に引き 続き生活援助を行 う場合	身体介護30分未満+生活援助45分未満	3,552円
	身体介護30分未満+生活援助70分未満	4,287円
	身体介護1時間未満+生活援助45分未満	5,186円
	身体介護1時間未満+生活援助45分以上	5,931円
・早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増 ・深夜(午後10時～翌朝6時)は50%増		

介護予防訪問介護相当サービス

要支援1・2 事業対象者 (週1回程度の利用が必要な場合)	月3回まで 1回につき	2,736円
	月4回を超える場合 1月につき	12,006円
要支援1・2 事業対象者 (週2回程度の利用が必要な場合)	月7回まで 1回につき	2,776円
	月8回を超える場合 1月につき	23,983円
要支援2 事業対象者 (週2回を超える利用が必要な場合)	月11回まで 1回につき	2,930円
	月12回を超える場合 1月につき	38,052円

*「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の提供にあたり、利用者の同意を得て同時に 2人の訪問介護員が訪問してサービスの提供を行ったときの利用料は、上記利用料の2倍の額となります。